

「JPNICのIPアドレス割り当て管理業務における情報の取り扱い等に関する規則」新旧対照表

現在の文書	改定後の文書
<p>冒頭の組織名</p> <p>社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター</p>	<p>冒頭の組織名</p> <p><u>一般</u>社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター</p>
<p>第1条（目的）</p> <p>この規則は、社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター（以下「当センター」という）が、（以下略）</p>	<p>第1条（目的）</p> <p>この規則は、<u>一般</u>社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター（以下「当センター」という）が、（以下略）</p>
<p>第4条（登録情報等の利用目的） （中略）</p> <p>3 前項の規定は、次に定める場合については適用しない。 （中略）</p> <p>（4）国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき</p>	<p>第4条（登録情報等の利用目的） （中略）</p> <p>3 前項の規定は、次に定める場合については適用しない。 （中略）</p> <p>（4）国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき</p> <p><u>（5）学術研究機関等に登録情報等を提供する場合であって、当該学術研究機関等が当該登録情報等を学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該登録情報等を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。</u></p>

第6条（登録情報の共同利用）

当センターは、次の組織と登録情報の共同利用を行う。

組織名：株式会社日本レジストリサービス（以下「JPRS」という）

共同利用の目的：JPRSの行うJPドメイン名の登録管理業務における登録担当者、技術連絡担当者の情報として用い、利用者の便宜を図るため

共同利用する情報項目：担当者情報として登録された次の情報

個人の氏名
電子メールアドレス
所属組織名・部署名
住所
肩書
電話番号
FAX番号

上記情報のデータ管理に関し責任を有する事業者：社団法人日本ネットワークインフォメーションセンターおよび株式会社日本レジストリサービス

第6条（登録情報の共同利用）

当センターは、次の組織と登録情報の共同利用を行う。

組織名：株式会社日本レジストリサービス（以下「JPRS」という）

住所および代表者名：JPRSのWebページに掲載された内容を参照のこと

<https://jprs.co.jp/company/>

共同利用の目的：JPRSの行うJPドメイン名の登録管理業務における登録担当者、技術連絡担当者の情報として用い、利用者の便宜を図るため

共同利用する情報項目：担当者情報として登録された次の情報

個人の氏名
電子メールアドレス
所属組織名・部署名
住所
肩書
電話番号
FAX番号

上記情報のデータ管理に関し責任を有する事業者：一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセンターおよび株式会社日本レジストリサービス

<p>第 14 条（本人による登録情報の開示請求）</p> <p>情報主体は第 11 条の定めにかかわらず、当センターに対し情報主体の登録情報すべての開示を請求することができる。</p>	<p>第 14 条（本人による登録情報の開示請求）</p> <p>情報主体は第 11 条の定めにかかわらず、当センターに対し情報主体の登録情報すべて <u>および第三者提供記録</u>の開示を請求することができる。</p>
<p>（付 則）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 この規則は、2000 年 8 月 30 日から施行する。 2 2002 年 4 月 23 日公示の改訂は、2002 年 5 月 23 日から施行する。 3 2005 年 2 月 1 日公示の改定は、2005 年 4 月 1 日から施行する。 	<p>（付 則）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 この規則は、2000 年 8 月 30 日から施行する。 2 2002 年 4 月 23 日公示の改訂は、2002 年 5 月 23 日から施行する。 3 2005 年 2 月 1 日公示の改定は、2005 年 4 月 1 日から施行する。 <u>4 2022 年 6 月 14 日公示の改定は、2022 年 7 月 15 日から施行する。</u>